

令和元年

第2回伊是名村議会定例会会期日程

会 期 2日間

自 令和元年6月12日

至 令和元年6月13日

月 日	曜日	会議、休会、その他
6月12日	水	本会議(開会、諸般の報告、行政報告、一般質問)
6月13日	木	本会議(議案審議、閉会)

(議決結果)

令和元年第2回伊是名村議会定例会議決一覧

議案番号	件名	議決年月日	議決の結果
報告第1号	平成30年度伊是名村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	令和元年6月13日	報告
報告第2号	平成30年度伊是名村農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について	〃	報告
承認第2号	専決処分の承認を求めることについて(伊是名村税条例)	〃	承認
承認第3号	専決処分の承認を求めることについて(伊是名村固定資産税の課税免除の特例に関する条例)	〃	承認
承認第4号	専決処分の承認を求めることについて(伊是名村国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	〃	承認
議案第23号	令和元年度伊是名村一般会計補正予算(第1号)	〃	原案可決
議案第24号	令和元年度伊是名村船舶運航事業特別会計補正予算(第1号)	〃	原案可決
議案第25号	辺地総合整備計画の変更について	〃	原案可決
議案第26号	伊是名村過疎地域自立促進計画の変更について	〃	原案可決

令和元年第2回伊是名村議会定例会会議録 第1号					
招集年月日	令和元年6月12日				
招集の場所	伊是名村議会議事堂				
開会・閉会 議長の宣告	開会	令和元年6月12日	10時30分	議長	宮城安志
	散会	令和元年6月12日	16時15分	議長	宮城安志

議員の出席及び欠席

出席9名 欠席0名

議席番号	氏名	出欠別	議席番号	氏名	出欠別
1	前川秀和	出席	8	前田清	出席
2	宮城義秀	〃	9	東江克伸	〃
3	仲田正務	〃	10	潮平そのみ	〃
5	東江清和	〃	11	宮城安志	〃
6	東江源也	〃			
7	伊禮正徳	〃			

会議録署名議員

1番	前川秀和	2番	宮城義秀
----	------	----	------

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長	高良和彦	議会事務局主事	久高孝恵
--------	------	---------	------

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
村長	前田政義	農林水産課長	諸見直也
副村長	奥間守	建設環境課長	末吉長吉
教育長	名嘉正	教育振興課長	濱里篤
総務課長	兼元清永	住民福祉課長	諸見美奈子
会計管理者	前田秀光	商工観光課長	前川栄進
企画政策課長	神田宗秀		

会議の経過 別紙のとおり

会議に付した事件

令和元年6月12日

会議録署名議員の指名
会期の決定
諸般の報告
行政報告
議員派遣の件
一般質問

令和元年第2回伊是名村議会定例会議事日程（第1号）

1. 開 議 午前10時

2. 付議事件及び順序

令和元年6月12日（水）

日程番号	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3		諸般の報告
4		行政報告
5		議員派遣の件
6		一般質問

令和元年第2回伊是名村議会定例会一般質問通告書（総括）

質問者	質問事項	質問の相手
潮平そのみ	1. チヂン山の林道周辺の植栽について 2. 特産品の開発について	村 長
伊 禮 正 徳	1. 飼い犬の適正管理及び狂犬病予防接種状況等について 2. 飼猫、飼い主のいない猫対策として、猫愛護及び管理に関する条例規則等の制定提案について	村 長
宮 城 義 秀	村花（サンクバーナ）の移植について	村 長
東 江 清 和	街灯の設置について	村 長

議長（宮城安志）

ただいまから令和元年第2回伊是名村議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は10人です。

これから本日の会議を開きます。 （午前10時30分）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりでございます。

これより本日の議事日程に入ります。

日程第1

会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番前川秀和議員、及び2番宮城義秀議員を指名します。

日程第2

会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会は、本日6月12日から13日の2日間にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日6月12日から13日の2日間に決定しました。

なお、会期中の会議予定等は、お手元に配付の会期日程表のとおりであります。

日程第3

諸般の報告を行います。諸般の報告、平成30年3月1日から5月31日までの諸般の報告を行います。報告書を配付しておりますので、要点だけを朗読し、報告といたします。

3月11日、第1回定例会が招集され、5日間の日程で一般質問や議案審議を行いました。

4月3日、公事清明祭が「伊是名玉御殿」で開催され、議員共々参加いたしました。

4月20日、伊是名村環境ウィーク2019に全議員参加しました。

4月25日、北部振興会及び北部市町村会主催による北部地域の道路網の整備促進並びに離島架橋の早期実現に向けた決起大会が名護市民会館で開催され、「伊平屋・伊是名間の離島架橋の早期事業化に関する決議」が採択されました。

4月26日、平成31年度沖縄振興拡大会議が自治会館で開催され、出席しました。

5月9日、北部地区議会議長会第1回理事会・定例総会に参加しました。

5月25日、やんばる駅伝いぜな島大会が本村で開催され、議員共々参加し選手を応援しました。

5月27日、全国町村議会議長・副議長研修会が東京都で開催され、議長・副議長で参加しました。

次に、村監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定に基づいて、令和元年1月分から3月分の例月現金出納検査結果報告書が提出されておりますので、写しを配付しております。以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4

行政報告を行います。村長から行政報告の申し出があります。これを許します。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

おはようございます。それでは、令和元年第2回定例議会においての行政報告を行いたいと思います。その前に一言ご挨拶を申し上げます。

第2回定例会を招集しましたところ、全員お揃いでご参集いただきまして、誠に有難うございました。

ご承知のとおり、いま梅雨時期ではありますが、この時期、農家の皆様方もさとうきびの植え付けとかに大変困っていることではないかと思いますが、稲作におきましては、ご承知のとおり本年度は既に

色づき始めていると。台風がなければ豊作になるのではないかという
ようなことで農家の方々も喜んでおり、ひと安心している
ところであります。

本定例会におきましては、明許繰越計算書報告2件と専決処分承認
について3件、それから補正予算2件、辺地総合整備計画の変更につ
いてと、過疎地域自立促進計画2件の合わせて9件上程しております
ので、ひとつよろしくお願いを申し上げます。

それでは、平成31年3月1日から令和元年5月31日までの行政
報告を行います。

なお、お手元の報告書のとおりであります、かい摘んで報告をし、
後程またお目通しをお願いしたいと思っております。

まず、1ページの3月5日（火曜日）、伊是名山森林公園管理道整
備工事が完成をしました。その引き渡しを行っております。

9日（土曜日）、第71回伊是名中学校卒業式に出席をいたしました。

11日（月曜日）、第1回定例議会が招集され、3月11日～3月
15日までの間で行っております。

12日（火曜日）、北部振興（連携）事業平成31年度多目的へり
運航支援業務調整会議を行っておりまして、これについては、本村は
案としまして均等割30%、実績割70%という案で提示をする旨、
報告をいたしております。

13日（水曜日）、県立高校入試合格発表がありまして、受験者8
人全員が合格したという嬉しいことがありました。

2ページ、19日（火曜日）、平成30年度伊是名小学校卒業式に
出席をいたしました。

20日（水曜日）、第1回臨時議会招集があり、副村長選任につ
いて同意されました。皆さん方のご協力に感謝を申し上げます。本当に
有難うございました。

29日（金曜日）、平成30年度退職者辞令交付式があり、勸奨退

職者 1 名、定年退職者 2 名、普通退職者 2 名、それぞれ退職辞令を交付しました。

3 ページをお願いします。4 月 1 日（月曜日）、平成 31 年度開始式、一連の式典を行っております。

また、同日、新元号が菅義偉官房長官からあり、新元号は「令和」と決定し、5 月 1 日新天皇即位と同時に新年号を「令和」と改元するという発表がありました。

3 日（水曜日）、平成 31 年度玉御殿「公事清明祭」があり、出席をいたしました。

6 日（土曜日）、首里の玉陵でも清明祭があり、それに出席をいたしました。

4 ページをお願いします。8 日（月曜日）、第 74 回平成 31 年度伊是名中学校入学式。

9 日（火曜日）、平成 31 年度伊是名小学校入学式があり、それぞれ出席をいたしました。

18 日（木曜日）、やんばる駅伝競走具志堅進審判部長はじめ、大会役員の方が来訪しまして、打ち合わせをし、そして島内視察を行っております。

5 ページをお願いします。20 日（土曜日）、平成 31 年度伊是名村環境ウィーク 2019 環境美化活動が実施されまして、議会議員の皆さんをはじめ、各種団体、そして小中学校の職員や児童生徒、他多くの方々が参加協力をしていただきました。感謝を申し上げます。

23 日（火曜日）、伊平屋空港三者意見交換会があり、それに出席をいたしました。

24 日（水曜日）、伊是名漁協仲田吉光組合長が来訪し、要望事項の提出と、その内容説明を受けております。

25 日（木曜日）、北部地域の道路網の整備促進並びに離島架橋の早期実現に向けた決起大会があり、それに出席をいたしました。その中において伊平屋・伊是名架橋建設促進が特別決議として採択されま

した。

26日（金曜日）、沖縄振興拡大会議があり、それに出席をいたしました。

30日（火曜日）、今上天皇退位の日。今上天皇より、新元号を「令和」というふうに発布されました。

5月1日（水曜日）、新元号「令和」が開始され、年号を「令和」というふうに改め、開始されました。

次、7ページをお願いします。10日（金曜日）、上原長良 J A 沖縄伊是名支店長が来訪しまして、平成30年/31年期製糖操業の実績報告を行っております。

13日（月曜日）、令和元年度行政懇談会、これは諸見地区で行いました。

14日（火曜日）、同じく内花区で行いました。

15日（水曜日）、令和元年度行政懇談会、これは伊是名区で行っております。

17日（金曜日）、J A 沖縄伊是名支店の平成30、31年期製糖収穫祭があり、出席をいたしました。

8ページをお願いします。20日（月曜日）、令和元年度沖縄振興予算に向けた圏域別意見交換会が名護市民会館で行われ、それに出席をいたしました。

本村からは、

- ①公共建設工事に係る配分額を増額して頂きたい。
- ②令和2年度以降の沖縄振興予算を満額獲得して頂きたい。
- ③伊平屋・伊是名架橋を早期に実現して頂きたい。

以上、3件を要望いたしました。

21日（火曜日）、令和元年度行政懇談会、それは勢理客区で行いました。

翌日、22日（水曜日）、仲田区で行っております。

25日（土曜日）、第29回やんばる駅伝競走伊是名島大会が開催

されました。優勝が本部町で、本村は第4位という大変素晴らしい順位を修めました。

27日（月曜日）、北部農林水産振興センター新城治所長が来訪しました。

31日（金曜日）、令和元年度伊是名村老人クラブ連合会第50回定期総会に出席をいたしました。

以上が、平成31年3月1日から令和元年5月31日までの行政報告であります。

なお、詳細につきましては、お手元の報告書のとおりでございます。よろしく願いをいたします。

議長（宮城安志）

日程第5

議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。本日、午後1時10分より全議員による村内視察を行いたいと思います。

さらに、お手元に配付した別紙研修会に全議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件については、その後、全議員による村内視察を行うことに決定しました。

また、別紙研修会に全議員を派遣することに決定しました。

しばらく休憩します。

休憩 午前10時45分

再開 午後 3時00分

議長（宮城安志）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6

一般質問を行います。4名の議員が一般質問通告を行っております。順次、発言を許します。10番、潮平そのみ議員。

10番（潮平そのみ議員）

皆さん、こんにちは。令和、年号が変わって最初の議会であります。まず、トップバッターとして私から2点の質問があります。

それでは、読み上げて趣旨としますので、よろしくをお願いします。

1点目、チヂン山の林道周辺の植栽について。チヂン山の林道については、平成30年度予算で工事が完了しています。これから伊是名村の名所として本村を訪れる観光客に一役担うものと思います。

しかし、林道周辺は一部裸地状態になっています。そこで、林道周辺の裸地部分に村花であるサンクバーナと山々に自生しているクチナシの花等を植栽してはどうか。

それらの花が成長し、春に花が咲くともっとすてきな観光スポットになると思いますが村長の見解を伺います。

2点目、特産品の開発について。私たち島には、お土産品（特産品）の品数がありますが、いまある特産品（お土産）以外にもっと他にも新しく特産品を開発すべきと考えます。

例えば、トライアスロン大会のネーム入りお菓子、尚円王のキャラクター入りモズク・アーサ入りクッキー、カステラ等、いろいろアイディアを活かした商品開発に取り組むことで今後の村の活性化に繋がるとと思いますが、村長はどのように考えるか伺いたい。以上、2点お願いします。

議長（宮城安志）

村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

皆さん、こんにちは。それでは、潮平そのみ議員のご質問にお答えします。

まず、1点目のチヂン山の林道周辺の植栽についてであります。一部裸地状態となっているところがあり、村としましても梅雨明け後に現場の安定した状況を確認しながら検討することといたしております。

議員ご質問のように、サンクバーナや伊是名山に自生している植物に限定して、植栽していきたいと考えております。

ただ、クチナシについては、伊是名山の山頂付近に自生しているのが見受けられないため、クチナシに適した土壌なのか。あるいは強風に対する耐久力はどうかということも含めて検討してまいりたいと考えております。

2点目の特産品の開発について、お答えいたします。本村のお土産品の品数が少ないことは以前から気になっており、その対策を講ずる手立てを模索してきたところであります。

平成31年度施政方針の中でも掲げているとおり、六次産業化を推進する中で、特産品開発や園芸振興を図るため、協議会を立ち上げ検討していきたいと考えています。

そして生産農家やJAと連携を密にしながら、品目の選定、並びに品質の確保及び安定供給体制の構築を図ることで、野菜農家の育成や農福連携を含めた雇用の創出に繋がりたいと考えております。よろしくお願いをいたします。

議長（宮城安志）

10番、潮平そのみ議員。

10番（潮平そのみ議員）

サンクバーナの花は、挿し芽してやると、この時期にちゃんと芽が出るということも話は伺っています。そしてクチナシの花は種からだと、うまくいくような話を聞いていますけど、そこで村としては挿し芽をしながら種から育てるという方法を考えてみませんか、お願いします。

議長（宮城安志）

農林水産課長、諸見直也君。

農林水産課長（諸見直也君）

それではお答えします。サンクバーナの方については、以前からそういう考えがあったんですが、いまご質問のクチナシについては、

まだ検討はしていないんですが、ただ、いまご質問にあった伊是名山林道の山頂付近の方にはいま調べてみると、クチナシ自体が半日日陰の方が適していると、暑い夏のガンガン太陽が差すようなところには不向きであると、土質も選ぶようなので、そこにはいま向いてないということでもあります。

また、他の場所にそういった植栽ができればということで、今後、検討していきたいと思っております。以上です。

議長（宮城安志）

10番、潮平そのみ議員。

10番（潮平そのみ議員）

クチナシの花は、いま土壌を選ぶということですがけれども、サンクバーナについては、その上の方は自生しているから移植しても大丈夫かなと思っておりますけど、それは大丈夫なんですか。

議長（宮城安志）

農林水産課長、諸見直也君。

農林水産課長（諸見直也君）

お答えします。周辺にもたくさんサンクバーナの方は自生しておりますので、十分可能なのかと思っておりますけど、やはり最初から育てて、実際にこういったところで植栽したことがありませんので、やりながらどこに適しているのかというのは、今後調べていきたいと思えます。以上です。

議長（宮城安志）

10番、潮平そのみ議員。

10番（潮平そのみ議員）

確かにいままで植えた経験はないかもしれませんが。今度工事が終わったばかりですから、できれば私は島のサンクバーナ、少ないものですから、いま殆ど咲いているのは、岩肌の方で咲いているのを見かけたり、あとアーガ山、私は以前、遊歩道ができた頃に登ったら結構あったんです。できれば、ああいうところから新芽を挿し木するとう

まくいくらしいんですよね、私、それを聞きました。実際に家でもやっている、ちょっと芽が出ているのもありますけど、できればいま農業普及員の方がいますので、そういう方を活用して挿し芽で増やしていく方法ってできるんでしょうか。

議長（宮城安志）

農林水産課長、諸見直也君。

農林水産課長（諸見直也君）

お答えいたします。いま農業改良普及員というお話でしたけれども、彼らは専門の農業の園芸だったり、野菜の方が専門でありますので、その辺、相談して、こういった知識もあるのかどうか確認しないと、ちょっとお答えしかねるんですが、また、その他に林務関係の部署もございますので、そこでいろいろな技術とか、そういった知識を取り込めれば、それをまた調査して可能なのかなと思っております。以上です。

議長（宮城安志）

10番、潮平そのみ議員。

10番（潮平そのみ議員）

もし、農林高校か、農大の学生さんたちともタイアップして、お互いに提携しながら挿し芽で増やしていけるようなことができたらいいなと私は思っているんですけども、もし、それがうまくいったら3年木、6年木、長期でこれをチヂン山一帯に修学旅行生、村民もわかりですけど、観光客、みんなで子どもたちの卒業式、入学式、記念木として植えて増やしていけたら、その山自体が花の咲く頃、クチナシの花の香がしてももっと観光スポットにいいのではないかなという思いがあるんです。

村としても一朝一夕でできるものではないので、長い目で見て、そういう計画性があつたらいいのではないかなと思いますけど、その辺よろしくお願いします。

議長（宮城安志）

農林水産課長、諸見直也君。

農林水産課長（諸見直也君）

お答えします。先程村長の答弁にもありましたとおり、今後こういったことを検討していくということでもあります。その中で課内部だけではちょっと厳しいところもありますので、専門的な方からも意見を伺いながら進めてまいりたいと思います。以上です。

議長（宮城安志）

10番、潮平そのみ議員。

10番（潮平そのみ議員）

検討するということですので、ぜひ伊是名山一帯が魅力ある山になるように検討をよろしくお願いします。

それでは2点目、島の特産品、六次産業で村長もいろいろ検討すると答弁はありましたけれども、島に以前あった観光土産の中にもお菓子類はあったんですけれども、ここ最近聞いたら、それはないということもありましたので、村外から来たお客さんとか、自分たちも島からお土産を持っていこうとするときに、そういうお菓子類の品数が薄くなって寂しいなと感じているところなんですけれども、せっかくトリアスロンも何十回と回数も重ねてきていますけれど、そういうお菓子もないものですから、ぜひこういうお菓子、尚円王のキャラクター入りとか、土産品としてのものが非常にほしいなという感じがあるんですけれども、それが計画の中に入っているのかどうか、お伺いします。

議長（宮城安志）

商工観光課長、前川栄進君。

商工観光課長（前川栄進君）

特産品の開発については、先程村長の答弁のとおりでありますけれども、いま議員がおっしゃるように品数、以前に比べて少ないというご指摘があるんですけれども、主管課としても新たな特産品の開発も必要ではないかというふうには思っております。

答弁にありますとおり、六次産業化を推進する上で、その中で総合的にこういったものも協議していきたいなと思っております。以上です。

議長（宮城安志）

10番、潮平そのみ議員。

10番（潮平そのみ議員）

私たち村内だけではなくて、先月の末に東京出張があって、わたしたショップへ行く機会がありました。そのときに各市町村のお土産品店はたくさんあるんですけど、たまたま私そこで目にしたのは伊是名村は酒しかなかったものですから、非常に寂しいなと感じたんです。

ですから、ぜひ島の特産品の開発にもっと力を入れた方がいいのではないかなと思っていますので、その辺よろしくお願いします。いろいろ計画しているみたいですので、村当局、その辺よろしく願いして私の質問を終わりたいと思います。

議長（宮城安志）

これで、潮平そのみ議員の質問は終わりました。

次に、7番伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

こんにちは。それでは、一般質問を行います。通告書に従いまして読み上げて質問いたします。

質問事項1．飼い犬の適正管理及び狂犬病予防接種状況について。いま沖縄県の狂犬病予防接種率が低く課題となっています。飼い犬の管理を適正に行い、人畜への被害及び狂犬病の発生を防止しなければなりません。

村では犬の登録や狂犬病予防接種が義務付けられた条例規則等が制定されていますが、条例に基づき適正に厳守されているか以下の件について伺いいたします。

①犬の登録頭数。②狂犬病予防注射頭数。③狂犬病予防接種率は何パーセントか。④迷い犬捕獲処分頭数。それぞれ昨年、今年2年間の

実績を伺います。

次に質問事項２．飼猫、飼い主のいない猫対策として、猫愛護及び管理に関する条例規則等の制定提案について。質問の要旨、村内各地区には野良猫が多発して、各住宅の生活環境及び地域環境美化に被害を受けている苦情が多く、対策が望まれます。村民が健康的である文化的な生活環境を確保すべきだと思います。現在、村にはその被害対策をとる条例規則等が制定されていません。以下について伺いたします。

①村に適した猫愛護条例、規則規制等を制定出来れば飼猫適正管理や飼い主のいない猫対策が図られると考えますが見解をお伺いいたします。

②さらに地域と連携したTNR「地域猫」活動事業等を推進することで被害解消に繋がると考えますが、見解をお伺いします。以上、よろしく申し上げます。

議長（宮城安志）

村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

伊禮正徳議員のご質問にお答えいたします。犬の登録及び狂犬病予防接種、猫に関する条例及び規則の制定、そして「地域猫」活動事業等については、沖縄県や実施をしている市町村の取り組み状況を参考にして、人と犬や猫を含めた動物が良好な生活環境下において共生できる地域づくりを目指して調査検討していきたいと考えております。

なお、1点目、2点目のこれまでの実績状況と詳細については、建設環境課長から答弁させることとします。よろしく申し上げます。

議長（宮城安志）

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

伊禮正徳議員の質問にお答えします。

まず1点目、犬の登録頭数と実績に関しての質問にお答えします。

犬の登録頭数、平成30年度実績72頭、令和元年度6月5日現在、69頭、狂犬病予防接種頭数、平成30年度実績52頭、令和元年度6月5日現在、49頭、狂犬病予防接種率、平成30年度実績72%、令和元年度6月5日現在、71%、迷い犬捕獲処分頭数、平成30年度0頭、令和元年度6月10日現在、0頭。

続いて、2点目の村に適した猫愛護条例及び規則等の制定についてお答えします。

飼い主のいない猫、いわゆる野良猫対策について、沖縄県においては適正飼育ガイドライン及び飼い主のいない猫対策マニュアルを作成し、県へ周知しているところであります。

市町村においては、国頭村、大宜味村、東村が条例及び規則を制定し、犬の適正な飼養等に取り組んでおります。

村としましては、地域の皆さん、あるいは飼い主の皆さんから情報を収集し、村全体の状況を把握した上で、条例規則等の制定の必要性について精査していきたいと考えております。

3点目、地域猫活動の推進について。地域猫の推進については、地域全体で取り組む必要があります。地域の皆さんの理解や協力が最も重要であると認識しております。

その地域に合った方法で飼育管理を明確にし、不妊去勢手術や餌や糞尿の管理を徹底するなど、地域の合意形成があってはじめて十分な成果が得られるものであります。

沖縄県においては、モデル地区の選定を行い、地域猫活動を推進しておりますが、令和元年度現在、当該モデル地区に申請している市町村は1市1地区のみであります。

このような状況から本村における地域猫活動の推進については、当該計画が絵に描いた餅にならないように広く村民の皆さんの意見を聞きながら慎重に取り組んでいきたいと考えております。以上です。

議長（宮城安志）

7番、伊禮正徳議員。

7 番（伊禮正徳議員）

それでは①犬の登録数ですが、この数値を見た限り、ちょっと疑問なところがあります。30年度72頭、令和元年、本年度減っていますが、その減った分は下の4番に入らないといけないと思います。となると現在、登録された3頭の管理はどのようにになっているのか、その辺りは調査しているのか、確認をお願いします。

議長（宮城安志）

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

お答えします。3頭の減につきましては、例えば死んだり、その辺の確認がいま明確に把握してない状況がありまして、そういう状況かなというふうには考えております。

議長（宮城安志）

7番、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

確かに3頭が現在、令和元年の方に来なければいけないということは、ここは毎年捕獲、処分頭数を言っていますので、何らかの形で台帳がありますから、調査されて台帳が減にならないといけないと思います。これをまだ確認されていないということは、去年からこの1年間の間に確かに変動されていますので、いま現在でも既に3頭ですので、3頭の犬はどうなっているのか、早急に台帳を整備する必要があると思います。よろしくをお願いします。

そして予防接種頭数が30年度52頭で72%、元年が71%、沖縄県の接種率が何パーセントだと認識されていますか。

議長（宮城安志）

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

大変申し訳ございません。いまのところ把握しておりません。

議長（宮城安志）

7番、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

接種率が悪いと沖縄県からあれば、そのあたりも確認すればすぐわかるはずですが、30年度の実績はまだ年度はじめにあたりできなくて、29年度でいま答弁されている。沖縄県の接種率が約50%です。となると、この中に伊是名村の頭数も合わせたら、沖縄県の頭数が6万4,200頭となっています。それで接種率が約50%で3万2,000頭だそうです。それを比べますと、伊是名村の方は約70%ということで、上回ってはいますけれども、しかし、これは条例上、ぜひ100%接種率でなければいけないと思いますので、その辺りをぜひ頑張ってくださいなと思います。

狂犬病を全国的に調べてみたら、昭和25年に狂犬病の法律が制定されて各市町村に全国的にですけれども、昭和30年代に狂犬病が日本で初めて発生したそうです。そしてまた旅行などで犬に噛まれて何名かの方が亡くなったりとか、そういう情報もあって、絶対に狂犬病は発生させてはいけないということで、万が一発生した場合には、伊是名村観光立村、そして教育立村と掲げていますので、大きなダメージを与え、そして沖縄全体にダメージを与えることになりますので、ぜひお願いしたいと思います。

それでは2点目の方に入りたいと思います。2点目は課長の方で詳しく調べて、まさにそのとおりだと思います。条例はいま課長の方から北部、やんばるの3市町村の例をあげていたんですけれども、まだまだ条例あるところ、沖縄県先島方面にも条例等は制定されています。

しかし、なかなか猫に関しては取り組みが厳しいという状況はあるはずですが、いま答弁されたとおり、ぜひ地域と連携を取って、私は伊是名村に適した条例を制定していただきたいと考えていたところ、村長の方も答弁があったとおり、課長の方も答弁があったとおりでございます。

どういった影響で、どういった被害があるかということも皆さん既

にご存じだと思えますけれども、私はこの件に関して、村民からいろんなことが伝えられて、ここにいま声を届けています。

やはり住まいの関係で家に被害がある、あるいは環境の方に被害があるということがあることはご存じだと思います。

例えば、家を開けることができない。少しでも家を開けていたら猫が入ってきてしまうとか、そういうことで、伊是名村の家を回ってみたら、殆ど開いている家はない状況で、全部閉まっている、そんな感じがします。

そういうことで、ただ、たまに話を聞くと、網戸を閉めても猫が開けるといふことも本当かどうか、その辺りも聞いたりはしています。

そして環境被害というのは、どういったことがあるかと。これは直接建設環境課に影響します。ごみのあさりなどがありまして、周囲に影響を及ぼしたり、ごみをあさられておりまして、事前に野良猫の対策を取っております。網やネットを被せて下さいという周知がされています。いまでもやっています。ある程度の効果は出ていると思えます。

しかしながら、まだまだごみに関する件で、あさられたりしているところがところどころに見受けられます。その辺りもごみ収集の方からはあると思うんですけれども、いまのこの2点に関して、課長、把握されていまして、そういった苦情なども聞いたことがありますか、お願いします。

議長（宮城安志）

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

いま議員の説明にもありましたとおり、ごみ収集作業の方から何度か伺いしております。

ネットが効果的ではないかというまた意見もありまして、昔そういう取り組みをなさっていたのであれば、また、僕らの方としても検討する余地があるのかなと思っています。

議長（宮城安志）

7番、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

こうして担当課の方にも村民から苦情は来ているということを認識しております。そういったことがないように、特に1番に関しては、先程答弁したとおり、これは飼い犬の適正管理の条例のことを言っております。

つまり飼い犬というのは、野良猫ではなくて家猫のことです。飼われている方が何名いるか、村内では全く把握できない状態です。そういったことを整理して、ちゃんとした猫の管理をしてほしいということでもあります。

そういうことで、ぜひ各市町村も検討されて、他の市町村よりは少ないということはずいぶん、先進地になるぐらいの気持ちをもって、ぜひ取り組んで条例化を目指していただきたいなと思っております。よろしくをお願いします。

そして2番の方なんですが、課長まさにそのとおりです。先程言われたとおり、地域と連携してやらなければいけない厳しい状況があって、いま沖縄県では1カ所、モデル地区としてやっています。しかし、本年度から本格的に1市町村以外に沖縄県が発表されています。これはご存じだと思います。要望があれば、モデル地区に指定するガイドラインとか、いろいろなものが出てきていると思います。ご覧になっていると思いますけれども、ですから、私たちが地域と取り組んで、こういったことをしよう、地域に入って行って、地域の方々となるべくは対策をしようと思えば可能だと思いますが、ぜひ一日も早く対策し、地域の皆さんに理解してもらう方法を考えていただきたいと思っておりますけれども、その辺りを今回周知した件で、ぜひ課内で取り組んで説明会等々、早急にやって、これは条例ではないんですけれども、その辺りを十分検討されてやっていただきたいと思っております。

TNR活動と聞いた覚えがありますか、そして調べられていますか、

お願いします。

議長（宮城安志）

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

お答えします。TNR活動、地域猫活動です。県の方がいま推奨している事業でありまして、地域で飼い猫、飼い方の定義がございまして、屋内で飼っているのか、半屋外に出すような形で飼っているのか、この分類がありまして、その辺も含めて地域全体で猫を増やさない野良猫対策、それをやろうということで、それには避妊であったり、去勢であったり、糞尿とか、先程説明したように、そういう処理に関しても地域全体が一体となって取り組むという活動だと認識しております。

説明の1市1地区ということで説明しましたが、昨日、沖縄県の担当の方に電話かけて確認したところ、県はいまのところ非公開ということで説明がありました。

これはなぜかと言うと、公開した場合に他地区とといいますか、他のところの市町村からそこに猫を捨てに来たら困るということで、現段階では県の方もいまは非公開ということで説明を受けました。以上です。

議長（宮城安志）

7番、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

私はTNR活動というのを詳しく知りたかったんですけど、いまおっしゃるのは、この事業をするにあたって非公開というのは、私も重々知っています。いまの話のとおりです。しかし、既に最近ネットで公表して対策もしていると思います。

要するに、いまお話したとおり、そういうことがあってなかなか市の名前も出さないで下さいとか、そういったことが確かにありました。

でも、これからはそういうことにはならないということも私は調査

されていますので、いつまでそういう形になるんですかということですね。沖縄県の担当の方に一日に何十件という苦情が寄せられている状況だそうです。そういったことで本腰を入れるということになります。

いまTNRとは何かと申しますと、要するにトラップ、捕獲する、そして不妊去勢手術をする。そしてリターン、猫を戻すということで、沖縄県が目指す、そして伊是名村が目指す、殺処分ゼロにするための事業であります。それは役場がするものではもちろんないんですけれども、しかし、役場はこれを推進して地域に行って一緒に活動して、去勢手術何万とかかるわけですけれども、こういったことも全部補助でできるという制度でありますので、ぜひこの辺りは地域の中に入って行って、この事業を推進する。すぐには厳しいと思うんですけれども、ぜひ計画に入れて、地域の皆さんと意見を交わしながら対策をしていきたいなと思います。

というのは、皆さんご存知だと思うんですが、各地区、私が行って調べたら、餌やりをしている方々がたくさんいます。この餌やりをやっていることは悪いことではないそうです。猫愛護条例からすると悪いことではないんですけれども、やはり適正な管理をさせるために近所迷惑にならないように、近隣のお隣り同士のトラブルにも発展しないような形にもっていくために、私はこれを提案しておりますので、ぜひいまのこの3点について進めて行ってほしいと強く要望します。最後に課長、ぜひ決意のほど、お願いしたいと思います。

議長（宮城安志）

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

地域猫活動が地域単位で、例えば伊是名ですと、地区ごと、字ごと取り組んでいける方法かなと思いはするんですけれども、例えば字伊是名でやれば、もちろん仲田、諸見、内花、勢理客とあります。そこからまた流入といいますか、そこら辺もあると。

それではどうするかといえば、離島ですので村全体で取り組むのが

一番いい方法かなと思いはするんですけども、県が25年度にこの制度はスタートして、5年かけて、まだ1市、1地区のみという、その経過を見ながら、これが計画を実行するにあたって、本当に成果が出るのかどうか。その辺を検証しながら進めていきたいなと思っています。以上です。

議長（宮城安志）

これで、伊禮正徳議員の質問は終わりました。

次に、2番宮城義秀議員。

2番（宮城義秀議員）

それでは、通告書に沿って質問させていただきます。質問事項、村花（サンクバーナ）の移植について。

本村には、伊是名山森林公園を中心に陸ギター、海ギター、伊是名グスク山など、大変恵まれた自然が残っておりますが、そこに自生する村花であるサンクバーナが最近、台風などの影響なのか大変少なくなっており、村民をはじめ郷友会の皆様からも対策はないのか等、大変危惧する声があります。

そこで、村花であるサンクバーナを人工的に挿し木、育苗又は移植するための施設「サンクバーナ園（仮称）」を整備し、育てた苗木を伊是名山周辺、村道、公園などに移植しサンクバーナが咲きほこる伊是名島の復活を図り「自然を愛する島づくり」による新たな観光資源の開発と観光産業の振興の更なる発展を目指す考えはないか伺います。以上です。

議長（宮城安志）

村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

それでは、宮城義秀議員のご質問にお答えいたします。ご承知のとおり、村花（サンクバーナ）は、村木ウバメガシとともに村のイメージに最も相応しい村花、村木として平成元年3月22日に選定され、緑と花に包まれた美しい環境と人間性豊かな村づくりに寄与するも

のと期待されてきたところであります。

しかしながら、議員のご質問にもありますとおり、以前に比べ、近年は減少傾向にあり、村としましても何らかの対策を講じなければならないと危惧しているところでもあります。

ご質問の自然を愛する島づくりによる観光開発に向け、サンクバーナのみならず、村内の環境美化等で活用する花木や防風林帯等に植栽する苗木が生産できる育苗施設導入を含めて検討してまいりたいと考えております。

そうすることで、サンクバーナの移植や村内で生産販売することができれば、サンクバーナが咲き誇る伊是名島として、観光のイメージアップや村の活性化に繋がるものではないかと考えております。よろしくお願いいたします。

議長（宮城安志）

2番、宮城義秀議員。

2番（宮城義秀議員）

村長、大変嬉しい答弁であります。村長からも村木も含めた、いろんな苗木、そういった育苗施設を検討していきたいということで、私いろいろと調べてきたんですけれども、その他の市町村でもそういった既に事例がありまして、それで村おこしをしているところもあります。

村長からもあったように、いまいろいろな苗を本村の場合は島外から購入して、それをトライアスロンの時期とか、そういった時期に配布したりもしているかと思えますけれども、そこで観光振興課長に伺いたいんですけれども、現在、観光振興課で扱っている花木の苗、総数で構わないんですけれども、どのぐらいの本数、そして予算を使っているのか、わかる範囲内で答弁をお願いします。

議長（宮城安志）

商工観光課長、前川栄進君。

商工観光課長（前川栄進君）

お答えいたします。商工観光課で年に3回から4回、定期的にと申しましょうか、集落とか、学校に配布しているわけなんですけれども、花の苗木、30年度ベースで見ますと、約170万円、本数が花は約1万6,000本、ツツジとか、サンダンカ等に関しては、約2,000本ほど配布しております。それを配布して公園とか、道路などに植栽しているような状況であります。以上です。

議長（宮城安志）

2番、宮城義秀議員。

2番（宮城義秀議員）

花の苗木が1万6,000本、それから花木が2,000本、この花木代にどのぐらい支出しておりますか。わかる範囲の概算で結構です。

議長（宮城安志）

商工観光課長、前川栄進君。

商工観光課長（前川栄進君）

花木代、先程170万円程度と言いましたけど、その額でございます。

議長（宮城安志）

2番、宮城義秀議員。

2番（宮城義秀議員）

大変申し訳ありません。ちょっと聞き違いをしておりました。30年度で170万円ぐらいかかっていると、大体、毎年そのぐらいかかっているのかなとも思ったりもするんですけれども、本村でも花木が主だと思うんですけれども、いま各集落、老人会とか、いろいろな団体を中心に花木を村の方から提供してもらって、各集落の入口や公園など、そういったところに最近植栽されて、大変村づくりに貢献していると思っております。

そういった意味でも、もっともっと村で苗木を育てて、村民に提供することで美しい村づくりに拍車がかかるのではないかと考えてお

ります。

いま他の市町村で花木ではないんですけれども、木の方で、伊江島の方では9種類の木を育てまして、約年間300万円ぐらいの売上があるそうです。これは大まかにハイビスカスと、他の木の方なんですけれども、クロキも含めて育苗し、育てると。

そこに本村の場合は、いまのツツジ、サンクバーナ、それから村長からもありました村木であるウバメガシ、そういったものも含めて栽培して、伊是名山はもちろんその周辺に配布することによって、すごい観光効果が得られるのではないかと考えております。

伊江島の方では花を植えてゆり祭り、そして東村の方ではツツジを植えてツツジ祭り、そういうことで非常に多くの村おこしの産業が発達しております。

本村でも村長からもあったように、この育苗施設を造って、先程そのみ議員からもありましたように移植するまでには3年木とか、そのような単位になろうかと思うんですけれども、それをどんどん広げていって、昔ながらのギタラの岩肌に映える美しかったサンクバーナの景色、みんなでその一帯をサンクバーナ祭り、そういったことができるように、ぜひ取り組んでいけたらなと思うんですけれども、ただ、これにつきましてどの事業が該当するのか。このことにつきまして、たまたま伊江島さんの方は林業構造改善事業ということらしいんですけれども、このことについて農林水産課長、どういったメニューで、どのぐらいの伊江島さんは事業概要、本村でもそれが可能なのか。わかる範囲でよろしくお願いたします。

議長（宮城安志）

農林水産課長、諸見直也君。

農林水産課長（諸見直也君）

それでは、お答えします。ただいま議員がおっしゃったとおり、伊江島の方で平成24年度農水事業の林業構造改善事業を導入して、ハイビスカスをメインにした施設、約200坪余りのハウスを導入して

おります。予算は4,000万円ということで伺っております。

ただ、林業構造改善事業でありますので、花はちょっと厳しいだろうということで、いま県の方に電話で確認を取っております。先程村長がおっしゃったように花の苗木をもしやるのであれば、他のまず考えられるのが一括交付金とかを検討していかなければならないのかなと思っております。以上です。

議長（宮城安志）

2番、宮城義秀議員。

2番（宮城義秀議員）

いま農林水産課長からもございましたように、伊江村の方では、平成24年度に約3,900万円でパイプハウス施設ですか、そこで9種類ぐらいの木の苗を育てて、それに付随する形で花の施設をくっつけて同じように管理していくということだろうと思うんですけども、その花の施設について、私の方もまだ調べきれなくて、どういった事業が該当するのか、ちょっとわからないですけれども、そこで私なりに考えてみましたら、本村でも行われております沖縄離島活性化推進事業というのが2カ年前から行われておりまして、本村のイチゴハウス、こちらの方該当できるのではないかと。

また、花の事業で言えば一括交付金も該当するのかと、この辺について企画課長、わかる範囲で構わないですけども、よろしく願いいたします。

議長（宮城安志）

企画政策課長、神田宗秀君。

企画政策課長（神田宗秀君）

議員の質問にお答えいたします。質問にありました沖縄離島活性化推進事業、平成29年度、30年度はいちごハウスの方を導入しております。

こちらの方の事業の内容を見ますと、農林水産業等及び観光分野の産業振興に資する事業が1点、そして2番目に移住及び定住の促進に

資する事業、3点目に持続可能な地域社会の形成を図るための課題の解決に資する事業という大きい3つの導入できる点があるんですが、この事業を導入するにあたっては、それが産業に資する事業であるかとか、そしてまたそれを受ける事業推進体制を大体こういうふうにやるということで、この事業を導入していかなければいけないということです。この辺に関して、先程、農林水産課長から答弁があった木であったり、そして伊是名村の観光施設等の花植えとか、作業している商工観光課、村関係各課でどういうふうな感じで推進できるかというふうに書いて、ある程度のスキームを作って、この事業が導入可能かどうかということをおの方に打診して推進していったらなと考えております。

議長（宮城安志）

2番、宮城義秀議員。

2番（宮城義秀議員）

企画政策課長、大変有難うございます。ご紹介にもありましたように、補助対象の農林水産事業、観光分野の産業振興に資する事業ということで、目的の方は殆どこの事業に合致しているのではないかと考えておりますので、あといろいろな受け入れ体制とか、細々としたことはあろうかと思っておりますけれども、先程村長からもありましたように、ぜひ育苗施設を造って、村の村花、そしてそれを観光産業としてサンクバーナ祭りなど、大きなイベントとして活用できる。そのようなことにぜひ取り組んでいただきたいと。そういうことで、先程の林業構造改善事業や離島活性化推進事業、それから商工観光課長の方で既に接ぎ木なども実証されて、挿し木も間違いなくできるというふうな実証もできておりますので、ぜひ村長からやっていきたいということを実践できるように各課長には連携を取って、ぜひ頑張ってくださいと思います。

そういうことで、10年後にはサンクバーナ祭りができるような取り組みを願って、最後に村長からそれに向けての方針をよろしくお願

いたします。

議長（宮城安志）

村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

先程来、各課長から答弁ありましたとおり、これは今後、村の商工観光の振興においてもぜひ必要な課題であると思っております。

ご承知のとおり、東村においては、半世紀以上、この事業が進められていると。一人の人がコツコツと始めたのがずっと村が引き取ってこれまで大きく成長させたということで、半世紀以上も経っている。それであるような素晴らしい花見ができるような状況になっていると。

さらに伊江村においても40年数来の取り組みをして、ゆり祭りも成功させているということもありますので、私たちが遅ればせながら、これから育苗施設等を整備して、ぜひ花の島、伊是名島というキャッチフレーズができるような形で取り組んでまいりたいと考えておりますので、今後ともよろしくお願いをいたします。

議長（宮城安志）

これで、宮城義秀議員の質問は終わりました。

次に、5番東江清和議員。

5番（東江清和議員）

それでは、最後になりましたが質問をさせていただきます。

街灯設置について。現在村内の交通手段は路線バスやタクシー等の交通機関がないため、自家用車での通勤通学が主であります。車を持たない、観光で来客する人等は歩いて移動するしか手段がありません。

そのため歩行者の安全や自動車の運転には十分配慮しているつもりではありますが、夜間ともなると幹線道路に街灯が少なく、明かりのない暗い夜道を通勤通学の帰りの交通には非常に危惧されるところがあります。

そのため夜道での交通安全、防犯の面から、次の幹線道路への街灯

の設置が非常に痛感されます。お伺いします。

1点目に、小学校から内花集落までの村道について。2点目、小学校から勢理客集落までの県道について。3点目、中学校から伊是名集落までの県道について。

特に、伊是名集落からの路線については、外国人労働者がモズク加工場で夜9時まで就労している関係があり、夜の暗い坂道で自転車を押して歩く光景というのが日常的であります。

そのため歩行者の確認が非常にしづらいという車の運転をしなからひやりとする場面が多々あります。事故や事件、犯罪等を未然に防止する関係上、早急に街灯の設置が望まれます。以上です。よろしくお願ひします。

議長（宮城安志）

村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

それでは、東江清和議員のご質問にお答えいたします。村道及び県道への街灯の設置については、歩行者の安全確保、自動車等による危険回避のため、必要箇所へ適切に街灯を設置する必要があると考えております。

特に県道仲田伊是名線においては、電柱が1本も立っていないという状況もある中、産業支援センター前から村営住宅伊是名第2団地に至る間については、街灯が1基もない状況でありますので、このことも含めて、県道への街灯設置について県へ要請していきたいと考えております。

なお、これまでの取り組み状況、詳細については建設環境課長から答弁させることとします。よろしくお願ひします。

議長（宮城安志）

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

ただいまの質問にお答えします。はじめに1点目の小学校から内花

集落までの村道については、現在17基が設置されており、点灯していない街灯が7基ありますので、電球を交換するなどの措置を行っていきたいと考えております。

続いて、2点目の小学校から勢理客集落までの県道については、現在11基が設置されており、点灯していない街灯が4基あります。このことについては、県と調整しながら対応していきたいと考えております。

最後に中学校から伊是名集落までの県道についてですが、現在6基設置されており、すべて正常に点灯していると認識します。

しかしながら、質問にありますように、当該県道については、その大半に街灯が設置されていないのが現状であります。夜間通行者の安全確保の観点からも街灯設置は必要であると考えておりますので、今後は地域や学校関係者の皆さんの協力も得ながら県所管課へ街灯設置について要望していきたいと考えております。以上です。

議長（宮城安志）

5番、東江清和議員。

5番（東江清和議員）

村長の答弁には前向きに設置していくという考えであります。日常、現状を私調べました。調べたら小学校から内花集落まで2基ありますよね。これは道路が非常に確認しづらい。ずっと離れて、中間に1件、諸見建設事務所の前に1灯あるのみであります。非常に足元を確認できるような道路の街灯ではないです。ですから、夜道、電灯もなく、歩くというのは非常に困難です。

小学校からハタマサダム、あの辺までは適宜されております。そういった意味でハタマサダムから内花集落まで非常に道も狭いし、また、非常に危険でもあります。ダムもありますし、田んぼもありますし、ぜひ現状を確認して、新たに設置する方法等、また、通学路等がありますので、ぜひ、教育長も含めてご検討していただきたいと思っております。

それから小学校から勢理客集落、その間は通水節公園を越して勢理

客までは伊是名村斎苑の入口に1カ所あって、それから県道から農免農道通りに分岐点があるんですけど、そこにこれは県道の水銀灯、大きなのがあります。これも現在点灯しておりません。故障なのか、切っているのかどうか、これもわかりません。勢理客配水池の方に1カ所あります。

それから村道の貯水池、下の方に1基あるんですけど、これも昨日ついてなかったです。

ですから、これは点灯してないというのは故意に切っているのか、故障なのか、維持管理ができてないのかという現状がありますので、ぜひ確認して、これも通学路と関係ありますので確認していただきたいと思います。

それから中学校から伊是名集落までの県道、これは村長からもありましたとおり、産業支援センターの明かりもつかないんですよ、テニスコートの上の方に1基あって、伊是名集落まで、これは県道から林道に通ずる分岐点に大きな水銀灯が1灯あるのみで、殆どないんです。

この道というのは、先程言ったように、外国人労働者がモズク加工場での仕事の関係上、この人たちが日常的に夜の9時頃、坂道を登って自転車で来ているわけです。これは非常に確認しづらいです。車道を通っておりますので、道路が暗いものですから、これは歩道は段差があって、彼らにすると、おそらく危険でしょう、そういうことで車道を通っている感じがします。非常に危険です。そこは通学路でもあります。また、チゼン園でお仕事する方が伊是名集落も街灯が非常に少ないと、街灯があれば歩いて通勤することも可能である。伊是名村は街灯が少ないという指摘もありました。あるいはジョギングする方もいるでしょう、非常に危険です。

そういうことで、車の運転手は非常にひやっとする場面があります。そういうことも含めまして、点灯してない箇所は故障なのか、あるいは配線を切っているのか、維持管理はしてないのか、そこら辺も含めてもう一度お願いします。

そして伊是名村は運転代行とか、そういうのもないですので、例えば、僕ら中央官庁、行政官庁、ほとんど村の中央でありますので、そこで飲酒がらみの接待とか、そういうのもあります。こういう場合は運転してならないということもありまして、歩いて帰る以外にないわけです。

その場合も酔って道を歩くということもありまして、車には非常に気をつけないといけない。あるいは道路に転んでケガすることもあり得ないことではないです。こういった場合は、道路責任者が責任をもつということになります。そこら辺も含めて、ぜひ今後整備をしていってもらいたいと思います。その辺もう一度関係者、あるいは教育長も含めて、通学路の関係もありますので、ぜひご答弁お願いしたいと思います。あるいは関係課長よろしく申し上げます。

議長（宮城安志）

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

ただいまの質問にお答えします。県道においては、点灯してない電球については、県からの委託金でいま対応を検討しております。道路の照明をつける道路の設置基準というのがあります。その辺も含めて、いまおっしゃっている字仲田伊是名線について県には要望はしていきますが、設置できるのかどうかは、県からの回答次第かなと思っております。以上です。

議長（宮城安志）

教育長、名嘉正君。

教育長（名嘉 正君）

お答えいたします。私共教育委員会では、街灯の設置についての対策等は非常に難しいところはあります。

児童生徒が学校から6時以降に帰るということもあるようであります。その対策として、できるだけ630までには家に帰るようにと

いう指導をしております。

それから冬場になりますと、6時過ぎには暗くなりますので、6時には冬場は帰るようにということを指導しているところであります。以上でお答えいたします。

議長（宮城安志）

5番、東江清和議員。

5番（東江清和議員）

ぜひ、環境に配慮した、例えば夜間照明が多ければ多いほどいいということではないですよ。足元が確認できる道路、明かりは絶対必要なんです。伊是名村は先程言った交通機関がないという面もありますので、この辺はできるだけ伊是名村民に徒歩で歩けるような環境の整備はぜひやっていただきたいと思います。

例えば、いま教育委員会あたりは夜9時過ぎまで産業支援センターの方で村営塾もやっております。その送り迎えは車で送迎なんですよ。いま言う徒歩で行けるような状態でしたら、おそらく夜道も散歩しながら送迎したり、これも可能でしょう。

いま言う630云々も非常に叫ばれてはいますけど歩く人は少ないではありますが、そこら辺できるだけ鳥の声も聞きながら、以前に私たちが歩いたような環境に戻せるように、十分歩いて島を回れるような、あるいは修学旅行も非常に推進されております。

そういう感じで、この人たちにも歩いて集落から集落、役場から各家に帰宅する、そういうことも十分考えられます。例えば、役場の接待、あるいは私たちの接待あたりで、伊是名から諸見集落、仲田集落、勢理客集落、そういうのは歩くのは常であります。

そういうことでもありますので、ぜひ環境に配慮した、例えば伊平屋村ではムーンライト、あれはある程度、明かりがあるから大丈夫です。こういうことも含めて推進できるようなライトのアップは必要だと思います。よろしくお願いします。

それと現在、ソーラーの街灯があるんですけど、これは全然使用さ

れてない。これは機能が停止しているのか。先程視察しましたら、これは使用されてないということでありますので、外来者から見ますと、おそらくこのソーラーは何なのかということも指摘されます。

ぜひ、この辺も含めて、村内行き来ができるような感じの最低限のライト、足元がわかるようなライトの設置が必要だと思われまますので、村長、課長、前向きに考えて設置の方を進めていただきたいと思います。もう一度よろしくお願ひします。

議長（宮城安志）

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

お答えします。私たちが建設環境課で受け持つ街灯もあるんですけど、総務課の方で受け持っている防犯灯あたりも結構、台数も多くありますので、その辺はまた総務課の方で所管の分に関しては、防犯灯の増設、その分も含めて両課で対応できればいいかなと思っています。以上です。

議長（宮城安志）

これで、東江清和議員の質問は終わりました。

以上で、一般質問はすべて終わりました。

これで本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会いたします。

散会（午後 4 時 15 分）

令和元年第2回伊是名村議会定例会会議録 第2号					
招集年月日	令和元年6月13日				
招集の場所	伊是名村議会議事堂				
開会・閉会 議長の宣告	開会	令和元年6月13日	13時58分	議長	宮城安志
	閉会	令和元年6月13日	15時45分	議長	宮城安志

議員の出席及び欠席

出席9名 欠席0名

議席番号	氏名	出欠別	議席番号	氏名	出欠別
1	前川秀和	出席	8	前田清	出席
2	宮城義秀	〃	9	東江克伸	〃
3	仲田正務	〃	10	潮平そのみ	〃
5	東江清和	〃	11	宮城安志	〃
6	東江源也	〃			
7	伊禮正徳	〃			

会議録署名議員

1番	前川秀和	2番	宮城義秀
----	------	----	------

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長	高良和彦	議会事務局主事	久高孝恵
--------	------	---------	------

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
村長	前田政義	農林水産課長	諸見直也
副村長	奥間守	建設環境課長	末吉長吉
教育長	名嘉正	教育振興課長	濱里篤
総務課長	兼元清永	住民福祉課長	諸見美奈子
会計管理者	前田秀光	商工観光課長	前川栄進
企画政策課長	神田宗秀		

会議の経過 別紙のとおり

会議に付した事件

令和元年6月13日

平成30年度伊是名村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
平成30年度伊是名村農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
専決処分の承認を求めることについて（伊是名村税条例）
専決処分の承認を求めることについて（伊是名村固定資産税の課税免除の特例に関する条例）
専決処分の承認を求めることについて（伊是名村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
令和元年度伊是名村一般会計補正予算（第1号）
令和元年度伊是名村船舶運航事業特別会計補正予算（第1号）
辺地総合整備計画の変更について
伊是名村過疎地域自立促進計画の変更について
閉会中の継続調査申出書（総務常任委員会）
閉会中の継続調査申出書（経済建設常任委員会）

令和元年第2回伊是名村議会定例会議事日程（第2号）

1. 開 議 午後2時

2. 付議事件及び順序

令和元年6月13日（木）

日程番号	議案番号	件 名
1	報告第1号	平成30年度伊是名村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
2	報告第2号	平成30年度伊是名村農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
3	承認第2号	専決処分の承認を求めることについて（伊是名村税条例）
4	承認第3号	専決処分の承認を求めることについて（伊是名村固定資産税の課税免除の特例に関する条例）
5	承認第4号	専決処分の承認を求めることについて（伊是名村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
6	議案第23号	令和元年度伊是名村一般会計補正予算（第1号）
7	議案第24号	令和元年度伊是名村船舶運航事業特別会計補正予算（第1号）
8	議案第25号	辺地総合整備計画の変更について
9	議案第26号	伊是名村過疎地域自立促進計画の変更について
10		閉会中の継続調査申出書（総務常任委員会）
11		閉会中の継続調査申出書（経済建設常任委員会）

議長（宮城安志）

これから本日の会議を開きます。

（午後 1 時

5 8 分）

ただいまの出席議員は 10 名です。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりでございます。

直ちに本日の議事日程に入ります。

日程第 1

報告第 1 号・平成 30 年度伊是名村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

本件について説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

それでは、報告第 1 号・平成 30 年度伊是名村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、説明をいたします。

平成 30 年度伊是名村一般会計繰越明許費繰越計算書を地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により別紙のとおり報告します。令和元年 6 月 12 日提出、伊是名村長 前田政義。

1 ページお願いします。平成 30 年度伊是名村一般会計繰越明許費繰越計算書。2 款 1 項財務規則調査委託料 540 万円、2 款 1 項交通安全対策費 87 万 3 千円、2 款 9 項産業振興モデル事業 1 億 4,000 万円、4 款 1 項農業集落排水事業特別会計繰出金 800 万円。

2 ページお願いします。5 款 1 項農業水利施設保全合理化事業 517 万 8 千円、9 款 2 項小学校ブロック塀安全対策事業 1,133 万 1 千円、9 款 3 項中学校ブロック塀安全対策事業 832 万 3 千円、9 款 4 項幼稚園ブロック塀安全対策事業 230 万円、以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（宮城安志）

これで説明が終わりました。

これより質疑に移ります。ただいまの報告に対し、質疑ございませ

んか。5番、東江清和議員。

5番（東江清和議員）

2款1項交通安全対策費、この事業がどういう過程で繰越になったのか、事業内容もあわせてご説明願います。

議長（宮城安志）

総務課長、兼元清永君。

総務課長（兼元清永君）

お答えします。繰越要因の説明の欄にも書いてはいますが、平成30年度の交通安全対策費の交付金が3月の中旬頃に決定して、それで交付されていますけれども、その後、工事の執行が難しいということで、本年度に繰り越ししております。

事情としましては、カーブミラーの設置を予定して、いま現在、調査して設置を進めているところであります。

議長（宮城安志）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これで、報告第1号・平成30年度伊是名村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

暫時休憩します。

休憩 午後2時03分

再開 午後2時04分

議長（宮城安志）

再開します。

日程第2

報告第2号・平成30年度伊是名村農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

本件について説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

報告第2号・平成30年度伊是名村農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

平成30年度伊是名村農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書を地方自治法施行令第146条第2項の規定により別紙のとおり報告します。令和元年6月12日提出、伊是名村長 前田政義。

1 ページお願いします。平成30年度伊是名村農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書。

2 款1 項伊是名西部地区農業集落排水施設更新工事1 億9,485 万3 千円となっています。よろしく願いいたします。

議長（宮城安志）

説明が終わりました。

これより質疑に移ります。

ただいまの報告に対し、質疑ございませんか。

（「質疑なし」という者あり）

これで質疑を終わります。

これで、報告第2号・平成30年度伊是名村農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

休憩します。

休憩 午後2時05分

再開 午後2時05分

議長（宮城安志）

再開します。

村長から事件の訂正請求があります。総務課長、兼元清永君。

総務課長（兼元清永君）

それでは、事件の請求について訂正の方をお願いしたいと思います。令和元年6月12日に提出した付議事件について訂正が3件ほどございます。読み上げますので、訂正のほど、よろしく願いいたしま

す。

まず1点目、承認第2号・専決処分の承認を求めることについて、第4条の改正規定の方なんですけれども、第4条の改正規定中、現行の欄、左側の方なんですけれども、第15条の6第2項中の同条第1項「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」までに下線の方を挿入お願いしたいと思います。

5番（東江清和議員）

議案の何ページですか、承認の何ページですか、何枚目でしょうか。
総務課長（兼元清永君）

改正の27枚目の方になります。

議長（宮城安志）

休憩します。

休憩 午後2時10分

再開 午後2時11分

議長（宮城安志）

再開します。

総務課長、兼元清永君。

総務課長（兼元清永君）

もう一度読み上げたいと思います。第4条の改正規定中、現行の欄、左側、第15条の6第2項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項の規定する」までに下線の方を挿入お願いしたいと思います。

いまお手元に配付されている訂正後のところにありますように、下線の方を挿入していただきたいと思います。

同じくこの項の下から2行目なんですけれども、「表を次に」を「表を次の」に改めるに訂正お願いいたします。

これは左、右、両方とも、「表を次に」を「表を次の」に訂正お願

いたします。

続いて、承認第3号の専決処分の承認を求めることについて。承認第3号を捲って次の専決処分第4号のかがみ、この方の5行目の方に伊是名村固定資産税の課税免除に関する条例とあるのを、免除の特例に関する条例、伊是名村固定資産税の課税免除の特例に関する条例に改めてもらいたい。

次のページが一番上の条例名の方にも免除の後に「の特例に」を挿入お願いしたいと。

次、議案第23号・令和元年度伊是名村一般会計補正予算(第1号)、27ページ、5目農地費の15節工事請負費の説明のところでは防風施設維持管理作業というものがありますけれども、防風、これを防ぐ風に訂正してもらいたいと思います。以上が訂正の箇所でありました。大変申し訳なく思っております。

議長（宮城安志）

日程第3

承認第2号・専決処分の承認を求めることについて（伊是名村税条例）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

承認第2号・専決処分の承認を求めることについて（伊是名村税条例）。

地方自治法第179条第1項の規定により、伊是名村税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めます。令和元年6月12日提出、伊是名村長 前田政義。

専決処分書を読み上げて説明いたします。

専決処分第2号、専決処分書。

地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）、地方

税法施行令等の一部を改正する政令（平成31年政令第87号）、地方税法施行規則及び自動車重量譲与税法施行規則の一部を改正する省令（平成31年総務省令第38号）及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成31年総務省令第39号）が平成31年3月29日にそれぞれ公布されたことに伴い、伊是名村税条例の一部を改正する必要があるが、議会を招集する暇がないため、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分する。平成31年3月29日、伊是名村長 前田政義。以上のとおり、専決処分しました。

なお、現行、改正後の比較対照表も添付しております。よろしくお願いをいたします。

議長（宮城安志）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第2号・専決処分の承認を求めることについて（伊是名村税条例）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、承認第2号・専決処分の承認を求めることについて（伊是名村税条例）は、原案のとおり承認されました。

日程第4

承認第3号・専決処分の承認を求めることについて（伊是名村固定資産税の課税免除の特例に関する条例）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。
村長（前田政義君）

承認第3号・専決処分の承認を求めることについて（伊是名村固定資産税の課税免除の特例に関する条例）の提案理由の説明をいたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、伊是名村固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。令和元年6月12日提出、伊是名村長 前田政義。

専決処分書を読み上げて説明とさせていただきます。

専決処分第4号、専決処分書。

沖縄振興特別措置法第9条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成14年総務省令第42号）及び過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成12年総務省令第20号）の一部が改正され、平成31年3月30日に公布されたことに伴い、伊是名村固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する必要があるが、議会を招集する暇がないため、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分する。

平成31年3月30日、伊是名村長 前田政義。

なお、現行、改正後の対照表も添付されているとおりでございます。よろしく願いをいたします。

議長（宮城安志）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を許します。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第3号・専決処分の承認を求めることについて(伊是名村固定資産税の課税免除の特例に関する条例)を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、承認第3号・専決処分の承認を求めることについて(伊是名村固定資産税の課税免除の特例に関する条例)は、原案のとおり承認されました。

日程第5

承認第4号・専決処分の承認を求めることについて(伊是名村国民健康保険税条例の一部を改正する条例)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長(前田政義君)

承認第4号・専決処分の承認を求めることについて(伊是名村国民健康保険税条例の一部を改正する条例)の提案理由の説明をいたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、伊是名村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めます。令和元年6月12日提出、伊是名村長 前田政義。

専決処分書を読み上げて説明とさせていただきます。

専決処分第3号、専決処分書(伊是名村国民健康保険税条例の一部を改正する条例)。

地方税法施行令等の一部を改正する政令(平成31年政令第39号)が平成31年3月29日に公布されたことに伴い、伊是名村国民

健康保険税条例についてもその一部を改正し、平成31年3月29日付けで公布及び平成31年4月1日付けで施行する必要があるが、議会を招集するいとまがなく地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。平成31年3月29日、伊是名村長前田政義。

なお、現行、改正後の対照表も添付されているとおりでございます。よろしく願いをいたします。

議長（宮城安志）

説明が終わりましたので、これから質疑を許します。質疑ありませんか。5番、東江清和議員。

5番（東江清和議員）

今回の承認第4号の説明資料は正誤表にページが打たれていて非常に優秀です。先程の承認2、3号は正誤表等にページが打たれてなくて混乱しますので、この国民健康保険税条例については、非常に優秀です。以上、お褒めの質疑です。有難うございました。

議長（宮城安志）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論がないようですので、討論を終結します。

これから採決を行います。承認第4号・専決処分の承認を求めることについて（伊是名村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、承認第4号・専決処分の承認を求めることについて(伊是名村国民健康保険税条例の一部を改正する条例)は、原案のとおり承認されました。

日程第6

議案第23号・令和元年度伊是名村一般会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長(前田政義君)

議案第23号・令和元年度伊是名村一般会計補正予算(第1号)の提案理由の説明をいたします。

令和元年度伊是名村一般会計補正予算(第1号)は、予算総則第1条から第2条に定めるとおりとします。

歳入歳出予算の補正について、既定の歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ5,428万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億281万3千円とするものであります。

歳入につきましては、14款国庫支出金でプレミアム付商品券事務費補助金等による564万1千円の増、15款県支出金で沖縄県さとうきび安定生産確立対策事業等による846万1千円の増、17款一般寄附金で5万円の増、18款繰入金で保育所図書購入費の財源として尚円王の里いぜな島応援基金から繰入による41万4千円の増、20款諸収入でプレミアム付商品券販売収入等による1,242万3千円の増、20款村債で90万円の増となっております。

また、19款前年度繰越金で2,639万8千円を追加し、財源確保を行っています。

歳出につきましては、1款議会費で95万円の減、2款総務費で2,976万5千円の増、3款民生費で831万3千円の増、4款衛生費で553万9千円の減、5款農林水産業費で1,417万8千円の増、6款土木費で1,443万6千円の増、9款教育費で591万6千円

の減額となっております。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりであります。

令和元年度伊是名村一般会計補正予算（第1号）を、地方自治法第96条第1項第2号及び同法第218条第1項の規定に基づき提出し、議会の議決を求めるものであります。

なお、別紙も添えておりますので、お目通しをお願いいたします。令和元年6月12日、伊是名村長 前田政義。よろしく願いをいたします。

議長（宮城安志）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を許します。質疑ありませんか。5番、東江清和議員。

5番（東江清和議員）

歳入でプレミアム付商品券事務費、これが500万円余り、相当額の予算計上があります。この事業がどういう事業で、あるいはまたどのような内容で今後事業を進めるのか。この辺の説明をよろしく願います。

議長（宮城安志）

企画政策課長、神田宗秀君。

企画政策課長（神田宗秀君）

議員のご質問にお答えいたします。このプレミアム商品券事業につきましては、今年10月に消費税が10%に引き上げられます。それに対して低所得者、子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに地域における消費を喚起、下支えすることを目的としてプレミアム付商品券の販売を行う事業であります。

そして、その行う市町村に対して必要な経費を国が全額補助するという事業であります。

購入対象者としましては、住民税非課税者と学齢で3歳未満のお子

さんがいる世帯の世帯主に対して商品券の販売が行われる予定です。
議長（宮城安志）

5番、東江清和議員。

5番（東江清和議員）

商品券の販売ということは、その人たちが購入する事業でありますか、別に購入しなくても済むという事業でありますか、この辺もう一度。

議長（宮城安志）

企画政策課長、神田宗秀君。

企画政策課長（神田宗秀君）

購入することができるということで、必ず購入しなさいというものではありません。

議長（宮城安志）

5番、東江清和議員。

5番（東江清和議員）

券ということですから、例えば一枚何千円相当の券ということになるのか。あと一人いくらまで購入可能の事業であるか。そこら辺も含めて、ご説明をお願いします。

議長（宮城安志）

企画政策課長、神田宗秀君。

企画政策課長（神田宗秀君）

一人当たり上限は2万5千円であります。プレミアム率として20%ということで、2万5千円の券を2万円で購入できるという形になります。

そして券の発行としては、使いやすい形でいま考えているのが500円券を10枚組で5千円、それを5組、5冊まで買えるような形で販売を計画しております。

議長（宮城安志）

他にありませんか。

清和議員は3回になりましたが、もう一回まで特例により許します。

5番（東江清和議員）

これは販売する各商店ということになるわけでしょうか、これを購入した場合、換金は各商店ということになるわけでしょうか。

議長（宮城安志）

企画政策課長、神田宗秀君。

企画政策課長（神田宗秀君）

おっしゃるとおりで、この券を使って各商店で購入していただいて、商店の方が村に換金をしていただくという形になります。村からは交付金としてお支払いするという形です。

議長（宮城安志）

休憩します。

休憩 午後2時37分

再開 午後2時40分

議長（宮城安志）

再開します。

質疑続行中です。6番、東江源也議員。

6番（東江源也議員）

歳出の19ページ、交通安全対策交付金ですけど、この予算がこの度、補正の方で大幅に減額になっていますが、それについての詳細をお伺いします。

次に昨年度30年度は、例年同様予算を計上し、施設の実施整備等が予算の執行もなく、今年度は当初予算に繰越計上されていますけど、その執行状況を説明してもらいたい。この事業は、補助金とも関係することから、実績報告書があるものと思いますけど、その事務的なことを説明してもらえますか。

議長（宮城安志）

総務課長、兼元清永君。

総務課長（兼元清永君）

お答えします。いま100万円減額しているのは、平成30年度の繰越分を担当の方が令和元年度の予算の方に計上するものと勘違いしまして、それで100万円を当初予算に計上しました。これは計上するものではなかったもので、今回、補正で減額いたしました。

議長（宮城安志）

休憩します。

休憩 午後2時42分

再開 午後2時44分

議長（宮城安志）

再開します。

総務課長、兼元清永君。

総務課長（兼元清永君）

この100万円の減については大丈夫です。この繰越分については、まだ事業が執行中でありますので、今後、完了次第、実績の方は出てくると思うんですけども、交付金について、国、県への報告はいま特段行ってない状況であります。

議長（宮城安志）

6番、東江源也議員。

6番（東江源也議員）

ご承知のとおり、昨年台風であちこち島のカーブミラーとか破損して、直さないといけない状況だと思うんですけど、現状としてこの予算で十分足りるような感じで減額したんですか。

議長（宮城安志）

総務課長、兼元清永君。

総務課長（兼元清永君）

いま100万円減額したものについては、繰越分の方で先程報告し

ました 80 万円余りの予算がありまして、そして本年度分、残りの 100 万円、その分と合わせて 180 万円ぐらいの予算が今回取れます。その方でいま対応する予定でございます。

議長（宮城安志）

6 番、東江源也議員。

6 番（東江源也議員）

交通安全の面からしても大変必要な予算だと思うので、しっかり直して実績報告を出してもらいたいと思います。

議長（宮城安志）

他にありませんか。2 番、宮城義秀議員。

2 番（宮城義秀議員）

32 ページの海岸漂着物地域対策事業が大幅な増額になっておりますけれども、事業の説明をお願いいたします。

それから 37 ページの 3 目ふれあい民俗館で燃料費 49 万円の増と、それから電気敷設工事の 8 万 7 千円上がっていることについての説明。

それから 3 目の産業支援センター管理費で修繕費が 190 万円と高額な修繕費が上がっておりますけれども、その説明の方をよろしくお願いします。

議長（宮城安志）

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

ただいまの漂着物の件についてご説明します。県の事業でありまして、内示を受けたのが 4 月に入ってからの内示ということで、当初計画の段階では予算組みがされておりました。それで今回の補正予算にあげた次第でございます。以上です。

議長（宮城安志）

休憩します。

休憩 午後 2 時 4 8 分

再開 午後 2 時 4 9 分

議長（宮城安志）

再開します。

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

ご説明します。賃金については、例年、学校の部活の資金造成とかに活用していただくために行っております。

委託料としましては、回収したごみを処分するという事で委託料が組まれております。以上です。

議長（宮城安志）

休憩します。

休憩 午後 3 時 0 0 分

再開 午後 3 時 0 4 分

議長（宮城安志）

再開します。

教育振興課長、濱里篤君。

教育振興課長（濱里 篤君）

宮城議員のご質疑にお答えいたします。まず、37ページ、ふれあい民俗館費におきまして燃料費49万円の計上、ふれあい民俗館仮設電気敷設工事の計上の件でお答えいたします。

まず、ふれあい民俗館、産業支援センターの正面の方から地中埋設でふれあい民俗館に電線が敷設されておりました。それが4月の段階でシロアリの食害被害にあって、一次側の電源が落ちておまして、現在、原因はシロアリだということで確定しておりますけれども、民俗館のクーラー設備などが復旧しないといけないということで、現在、仮設電源として発電機を設置いたしまして、中の文化財等の保護をやっているところでございます。それに係る費用といたしまして、発

電機の燃料費、それから仮設電源、発電機から変電室がありますけれども、電気室までの配線工事、それが工事費として計上しているところでございます。

次、産業支援センターの管理費、修繕費、これにつきましては、産業支援センター2階の研修室ですが、現在、クーラーが故障しております。その関係でクーラーの修繕費用、塾なども開校している状況でございますので、2階のクーラーの修繕費、さらに消防設備関連、消火ホース、消火器、それから警報装置のバッテリーなど、そういった消火設備の修繕のための費用計上で合計で195万円となっております。以上です。

議長（宮城安志）

2番、宮城義秀議員。

2番（宮城義秀議員）

海岸漂着物地域対策事業、これはいままでも毎年やられていたと思うんですけども、我々議員の中でも先程来、雑談の中で海岸漂着ごみが非常に多いけど、以前みたいな事業がないのかという話がありまして、今回ここに350万円の河川管理費があがっているんですけども、いま主に小中学生の父母たちに委託してというか、賃金で出していたと思うんですけども、ここ何カ年間、以前までは環境の日に海岸清掃を行っていたと思うんですけども、最近はこれがなく、いま海岸線を回って見たら、非常に多くのごみがあるということで、我々議員も雑談の中で、これは以前のような、以前はニューディール事業でしたか、大型の1,000万円ぐらいの事業があったと思うんですけども、そういった事業とかもいまはないのか。その辺を課長の方からもぜひ探してもらって、新たに海岸線の清掃等についてはやっていかなければ、美しい島づくりが危ぶまれるような、海岸線に行っても非常にごみが多いような状況だということですので、商工観光課も、それから農林水産課も海岸みんな分かれていて、いま3課に

跨るような感じでもありますけれども、各々の持ち分のところで、そういう海岸線清掃あたりもっと事業がないのか。また、企画政策課長には、こういった事業が一括交付金とか、他の先程来ありました離島交付金の事業、そういったものでも新たな仕組みが組めないか。その辺もぜひ検討されていただきたいと。

今回、これだけ内示が出たからということで計上しておりますので、これはこれでぜひ頑張ってください、また、海の方を綺麗にしていきたいなと思いますけれども、これだけではたぶん足りないと思いますので、また、単費での清掃というのは限界があるのかなと思いますけれども、3課、4課で対策されて、何年にいっぺんでもいいので全体的な清掃も必要ではないかと思っておりますので、ぜひ検討の方をよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから民俗館の埋設されている電線が漏電して使えなくなったというふうになっておりますけれども、いま仮設の発電機は、これはもしかしたら総務の消防の非常用電源ではないかと思うんですけれども、そういう非常用電源で対策している防風対策とか、他の目的で設置して、当分はいいのかもしれないんですけれども、いま非常に高額な燃料費があげられて、この工事等について、いつまでにそれが可能なのかということ、これは総務の防災の危機管理の方とも関わってくるかと思ひますので、その辺の目途が立っているのか。工事が4月からでしたら、業者にすべて見積等なり、どうなるのかということは打診しているのではないかと思ひますので、そういった状況の報告をお願ひします。

それでは産業支援センター、クーラーの修繕ということなんですけれども、ホールと通常の施設等はクーラーの設備で違いましたっけ。ホールはたぶんガスクーラーになって、いま変えましたから、だからその辺、こんな高額なものとか、消防設備とかが当初ではなく、急に3月終わって時期、6月ぐらいの補正であがってくるというのはどう

なのかなと思って、その辺もうちょっと管理者として気をつけていた
だきたいなと思います。

電線の敷設について、どういう計画なのかということ再度報告お
願いします。

議長（宮城安志）

教育振興課長、濱里篤君。

教育振興課長（濱里 篤君）

議員のご質疑にお答えいたします。まず、電源につきまして、復旧
の目途が立っているかどうかということでございますが、当初、埋設
のケーブルの取り替えを予定しておりまして、見積を実際にとってお
りました。

それがかなり高額でございましたので、何とか安くできないかなど、
この間の埋設は実は村の負担にするということになっておりますの
で、それでより安価な計画がないかということで、いま現在、架線で
いけないかということの調査をしております。

架線につきましてはヘリポート等々の関係がありますので、高さな
どをいま現在、総務課の防災担当の方と調整しながら、自衛隊と調整
を行っていると同っております。

この燃料費が高額ということでもありますけれども、約二月を予定し
て燃料費の計上を行っているところであります。

それからクーラーの件でございますが、これはゴールデンウィーク
前後でありましたけれども、異常の点滅がありまして、急遽メーカー
さんに調べていただいたところ、これぐらいの修繕をかけないといけ
ないということございました。

また、ホールとセンター側につきましては、クーラーが別々でござ
います。1階、それから2階の方も別々な系統となっております。

消防設備につきましては、消防の点検の報告書が3月末にあがって
きておりまして、その中で指摘事項といたしまして、消火器の取り替

え、消火ホースの劣化、それからバッテリーの交換ということで、約40万円ほどの見積があがってきておりました。それで予算の計上をしているところでございます。以上です。

議長（宮城安志）

休憩します。

休憩 午後3時14分

再開 午後3時15分

議長（宮城安志）

再開します。

2番、宮城義秀議員。

2番（宮城義秀議員）

内容の方はわかりましたので、できるだけ早く復旧に努められていたただきたいなと思います。以上です。

議長（宮城安志）

他にありませんか。質疑続行中です。7番、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

それでは、2点ほどお伺いいたします。23ページ、介護保険費の報酬の件と、27ページ、農業振興費、さとうきび安定生産確立対策事業についてお伺いします。

23ページ、介護保険関係の業務委託者は、現在、確保にも大変ご苦労されていることだと思いますが、当初、報酬の方に生活支援コーディネーター2人を配置された感じがしましたが、今回、職員体制が4月から変更があつてなのか、賃金に変更されたという理由があつて体制を変えたのか、そのあたりの説明をお願いしたいと思います。

そして27ページの農業振興費のさとうきび安定生産確立対策事業に495万6千円とありますが、これは当初では見当たらなかったような気がしますけれども、それとも新たな追加なのかどうか。そして内容等の説明をお願いしたいと思います。以上です。

議長（宮城安志）

住民福祉課長、諸見美奈子さん。

住民福祉課長（諸見美奈子さん）

お答えします。当初、報酬費の方に生活コーディネーターを嘱託職員として雇用する予定ではあったんですけども、嘱託としての資格等は持っていなかったのので、それで賃金という対応で今回組み替えとすることでしています。以上です。

議長（宮城安志）

農林水産課長、諸見直也君。

農林水産課長（諸見直也君）

お答えします。まず、当初予算に計上されてなかったということでもありますけれども、当初予算の方には計上されておりません。というのも3月の中旬あたりに県の方から補助を受ける団体は生産法人なんですけれども、そちらの方に内示というか、通知が届きまして、それから調整してまいりますので、今回の補正であげております。

内容につきましては、主にさとうきび共同機械の購入ということで、例えば、ケーンハーベスターの購入であったり、トラクターとか、そういった機械の管理に使うような機械の導入に充てる費用となっております。以上です。

議長（宮城安志）

7番、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

23ページの最後の方、とにかく厳しい状況だと思いますけれども、資格者等々もぜひ育成され、体制づくりを担って介護事業の方に取り組んでいただきたいと考えますので、頑張ってください。

そして27ページの農業振興費、当初予算に入ってなかったものですから、いま計上されているのかなということで質問しました。やはり内示が遅かった、3月に間に合わなかったということでありました。

農業機械とか、普通でしたら農業機械とかはよく噂が出てくるんですけども、この事業というのは毎年ではなくて、何か申請されたような状況の事業なんではないでしょうか。次年度に向けて申請やったのが内示遅れていたという感じになったんでしょうか、お願いします。

議長（宮城安志）

農林水産課長、諸見直也君。

農林水産課長（諸見直也君）

お答えします。例年そういった事業の補正という流れがありまして、その中で申請が、調整が遅れてきて、そして県内でも多数の応募がありまして、その中で法人さんが適正であると、そういったのがありまして遅れてきております。

近年はほぼ毎年、申請があがってきております。また、次年度もその要望がありますので、その辺またいろいろと審査しながら決定していくことになろうかと思っております。以上です。

議長（宮城安志）

7番、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

わかりました。なるべくは当初予算に計上できそうなものは努力されていただきたいと思います。以上、質疑を終わります。

議長（宮城安志）

他に質疑ありませんか。3番、仲田正務議員。

3番（仲田正務議員）

29ページの農林水産業費、3目漁港管理費が80万円から570万円に工事費がなっていますが、説明の方をよろしくお願いします。

議長（宮城安志）

農林水産課長、諸見直也君。

農林水産課長（諸見直也君）

それではお答えします。漁港管理費の工事請負費の方ですけれども、

これは伊是名漁港、伊是名地区内の漁具保管修理施設用地が未舗装の状態でありまして、以前から組合の方からも要望があって、その辺は利用しやすいようにということで要望がありました。

その後、今回、全体ではないんですけど、その一部を舗装して、その活用を図るためにアスファルト舗装の工事費を計上しております。以上です。

議長（宮城安志）

他にありませんか。1番、前川秀和議員。

1番（前川秀和議員）

私の方から1点だけ質問させていただきます。28ページ、林業振興費の中においてデイゴヒメコバチの防除事業という記載がありますけれども、その説明をお願いいたします。

議長（宮城安志）

農林水産課長、諸見直也君。

農林水産課長（諸見直也君）

それでは、お答えします。デイゴヒメコバチ防除事業ということで、もう何年も前からデイゴヒメコバチによる被害があり、デイゴが枯れてしまうということがありまして、それを未然に防ぐためにデイゴヒメコバチ、主に公共施設内にあるデイゴに限るんですけども、そこの方に液の薬剤を注入、その事業を委託して行うということで継続していま実施しております。以上です。

議長（宮城安志）

1番、前川秀和議員。

1番（前川秀和議員）

これは今年からの事業だと認識しておりますけれども、違います。

議長（宮城安志）

農林水産課長、諸見直也君。

農林水産課長（諸見直也君）

お答えします。いつ頃から始まったかというのは記憶してないんですけれども、少なくとも5年以上継続して毎年行っております。以上です。

議長（宮城安志）

1番、前川秀和議員。

1番（前川秀和議員）

その中において委託料もありますけれども、委託料はともかくとして、修繕費、内訳をお願いいたします。

議長（宮城安志）

農林水産課長、諸見直也君。

農林水産課長（諸見直也君）

お答えします。この修繕費については、デイゴヒメコバチ防除事業とは別ものであります。修繕というのは防風林帯、主に仲田の方になりますけれども、ターシの浜あたり一帯にモクマオウの立ち枯れがあって、隣接する畑の地主さんからどうにかしてくれということがありまして、いま県の方でそういった立ち枯れのモクマオウについては撤去するということではあるんですけども、いかんせん県全体に跨るものですから、この事業がいつになるか、まだ未定であるということがありまして、それではということで、いま村の方で急きょ危険場所については撤去を行うということで予算の方を計上させていただいております。以上です。

議長（宮城安志）

質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

これで質疑を打ち切ります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論ないようですので、討論を終わります。

これから採決に入ります。議案第23号・令和元年度伊是名村一般会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第23号・令和元年度伊是名村一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。休憩します。

休憩 午後3時17分

再開 午後3時30分

議長（宮城安志）

休憩前に続き会議を開きます。

日程第7

議案第24号・令和元年度伊是名村船舶運航事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

議案第24号・令和元年度伊是名村船舶運航事業特別会計補正予算（第1号）の提案理由の説明をいたします。

令和元年度伊是名村船舶運航事業特別会計補正予算（第1号）は、予算総則第1条に定めるとおりとします。

歳入歳出予算の補正について、既定の歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ2,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,593万円とするものであります。

歳入につきましては、6款繰越金において仮決算における前年度剰余金から2,000万円を追加して財源確保を行っております。

歳出につきましては、2款船舶費で350万円を計上しております

が、運天港におけるバースの防舷材購入費であります。

なお、詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書のとおりであります。

令和元年度伊是名村船舶運航事業特別会計補正予算（第1号）は、地方自治法第96条第1項第2号及び同法第218条第1項の規定に基づき提出し、議会の議決を求めます。令和元年6月12日提出、伊是名村長 前田政義。よろしく願いをいたします。

議長（宮城安志）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。2番、宮城義秀議員。

2番（宮城義秀議員）

それでは1点、いま説明にもありました備品購入費350万円、これは運天港の防舷材ということなんですけれども、これの詳しい説明の方をお願いします。

議長（宮城安志）

商工観光課長、前川栄進君。

商工観光課長（前川栄進君）

ただいまのご質疑にお答えします。防舷材、運天港の方で現在ついてはいるんですけれども、台風時、荒天時に運天港に避難した場合、運天港は南南西ですか、その向きなんですけれども、台風時になると、北東方向からの強い風が来た場合には、真横にいま新造船になって、船体の面積も広がって、この風圧がものすごいということもあり、また、北東方向からのうねりが入ってきて、岸壁側にもものすごく力がかかるといことで、現在設置されている防舷材よりも密度の濃いいいますか、固めのやつを購入して、アンカーの反対側ですか、前の方に設置したいといことで現場の方から要望があって、それで計上させていただきました。以上です。

議長（宮城安志）

休憩します。

休憩 午後 3 時 3 2 分

再開 午後 3 時 3 3 分

議長（宮城安志）

再開します。

2 番、宮城義秀議員。

2 番（宮城義秀議員）

運天港のフェリーいぜなの台風対策ということでもありますので、ぜひまた安全対策の方も気をつけられて事業を執行していただきたいなと思います。以上です。

議長（宮城安志）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。

これから議案第 2 4 号・令和元年度伊是名村船舶運航事業特別会計補正予算（第 1 号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第 2 4 号・令和元年度伊是名村船舶運航事業特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

日程第 8

議案第 2 5 号・辺地総合整備計画の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

議案第25号・辺地総合整備計画の変更についての提案理由の説明をいたします。

辺地に係る総合整備計画を別添のとおり変更するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第15号の規定により議会の議決を求めます。

令和元年6月12日提出、伊是名村長 前田政義。

提案理由、辺地に係る総合整備計画を変更するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項において準用する同条第1項の規定により、本案を提出するものであります。

なお、変更する計画書案も添付されているとおりでございます。よろしく願いいたします。

議長（宮城安志）

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論を終結します。

これから議案第25号・辺地総合整備計画の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第25号・辺地総合整備計画の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第9

議案第26号・伊是名村過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

議案第26号・伊是名村過疎地域自立促進計画の変更についての提案理由の説明をいたします。

伊是名村過疎地域自立促進計画を別添のとおり変更するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第15号の規定により議会の議決を求めます。令和元年6月12日提出、伊是名村長前田政義。

提案理由、伊是名村過疎地域自立促進計画を変更するため、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第7項において準用する同条第1項の規定により、本案を提出するものであります。

なお、計画の変更前、変更後の計画書も添付されているとおりでございます。よろしくお願いいたします。

議長（宮城安志）

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第26号・伊是名村過疎地域自立促進計画の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第26号・伊是名村過疎地域自立促進計画の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第10

閉会中の継続調査申出書の件を議題とします。

伊禮正徳総務常任委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第11

閉会中の継続調査申出書の件を議題とします。

宮城義秀経済建設常任委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。本定例会で議決されました事件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

昨日、6月12日から2日間の日程ではありましたが、令和元年第2回伊是名村議会定例会は、予定されておりました議案が議員各位並びに執行部の協力により、無事終了することができました。ここに感謝申し上げます。

これで、令和元年第2回伊是名村議会定例会を閉会します。

閉会（午後3時45分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

会議録署名議員

会議録署名議員